

地域包括診療加算

地域包括診療料

の研修修了に係る届出書

※届出する区分の口に「✓」記入すること。

医療機関コード番号

受 理 番 号

(地包加) 第 号

(地包診) 第 号

慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師

氏 名	研 修 名 <small>※詳細は、裏面を参照</small>

上記のとおり届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関の

所在地及び名称

開 設 者

担 当 者 名

連 絡 先

( )

四国厚生支局長 殿

《届出にあたっての注意点》

- 1 当該届出書は、地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準における慢性疾患の指導に係る適切な研修（以後「当該研修」という。）を修了した旨を届出するものである。
- 2 当該研修は、継続的に受けている必要があることから、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容を含む20時間以上の研修を届出時から起算し、2年ごとに届出すること。
- 3 当該研修を、継続的に2年間で通算20時間以上受けていない場合は、施設基準要件を満たさないため施設基準を辞退すること。
- 4 届出にあたっては、当該研修を受講したことを証明する書類を提出すること。

(参考)

## 地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準における慢性疾患の指導に係る適切な研修

- 日本医師会生涯教育制度に係る研修を2年間で通算20時間以上受講する必要があります。
- 20時間の講習の中には、カリキュラムコードとして、29認知能の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病を含んでおり、それぞれ1時間以上の研修を受講しなければならず、かつ服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれていなければなりません。

### 【研修の受講経験が複数回ある医師の取扱い】

- 座学研修は、出退管理が適切に行われていれば講習DVDを用いた研修会でも差し支えありません。
- 2年毎の研修修了に関する届出を2回以上行った医師については、それ以後の「2年間で通算20時間以上の研修」の履修については、日本医師会生涯教育制度においては、カリキュラムコードとして29認知能の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病の4つの研修についても、当該コンテンツがあるものについては、eラーニングによる単位取得でも差し支えありません。

(例) 平成27年4月1日から起算して2年ごとに研修修了の届出を行い、平成31年に3回目の研修修了に関する届出を行う場合は、eラーニングによる単位取得でも届出可能です。